

令和2年度
第5回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和2年8月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第5回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年8月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年8月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年8月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和2年8月25日 14時12分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	▲	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 15番	藤原純子	議席番号 16番	松村勝彦
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	遠藤竹弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議員番号2番日戸重雄委員がご家族に不幸があったため欠席です。まだ、火葬や葬儀の日程が決まっておりませんので、決まりましたら皆さんにFAXでお知らせします。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度第5回八幡平市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、15番 藤原純子 委員、16番 松村勝彦 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、本総会の会期についてお諮りいたします。

本総会の会期は令和2年8月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、令和2年8月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第5回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、第5回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、並びに3項目の協議を行いました。

始めに3報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年8月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、9月10日（木）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和2年度第5回総会についてとなります。本日の第5回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。先進地視察研修についてとなります。内容について協議を行ったところ、6ページの下側に記載したとおり決定されました。新型コロナウイルスの影響が続いている状況の中で、実施の方向性を運営委員だけでは決めかねるとの意見が出され、農業委員及び推進委員の皆様を対象にアンケート調査を行うことが決定されました。なお、アンケートの内容は農業委員の皆様もご存じかと思われるますので、この場での説明を割愛させていただきます。

また、今回のアンケートの集計結果を参考に、来月の運営委員会において実施の方向性について協議を行うことが決定されました。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、7ページの左上、5情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等は無く、事務局から2件の情報提供及び、1件の事務連絡を行いました。

なお、情報提供のうちマスタープランに関する内容について、改めて本日の第5回農業委員会議の情報提供等で事務局より報告を行う事としております。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第5回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和2年8月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第5回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木和查係長）

それでは、総会資料の8ページをご覧ください。

令和2年7月22日から令和2年8月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から7) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、8) 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は8月17日の月曜日でございます。8件の現地調査を行いました。当日の調査委員は 2番委員 日戸重雄 委員、4番委員 高橋正志 委員、5番委員 國司功 委員、11番委員 藤村勇三 委員の4名でございます。また、事務局からは古川主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

まず、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は2件となっております。

申請番号1、堀切第9地割79-9、畑、198㎡を含む2筆、375㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2、大更第10地割94-15、田、135㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人がそばを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については下段に掲載しております申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 高橋正志 委員にお願いいたします。

4番（高橋委員）

4番 高橋正志です。

申請番号1番ですが、位置は、平館小学校から南東に約700mの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、JR東大更駅から北西へ約2kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人がそばを作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の4ページをお開きください。今月の申請は1件となります。

申請番号1、大更第33地割89-4、畑、837㎡です。転用の目的は、一般住宅の建設です。内容は、一般住宅、進入路、駐車場等が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 高橋正志 委員にお願いいたします。

4番 (石羽根委員)

4番の高橋正志です。

申請番号1番ですが、位置は、JR大更駅から東へ約900mの地点です。転用の目的は、一般住宅の建設です。現況は、畑として利用されておりました。

申請土地は、申請人の両親が住む家の隣接地で、造成がしやすいため選定したとのことでした。

申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長 (山本会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条許可処分取消願出に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第3号『農地法第5条許可処分取消願出に対する意見の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、平館第2地割266、田、902㎡を含む6筆、4,589㎡です。

転用の目的は、公共関与型産業廃棄物最終処分場の施設用地に供するため、転用許可申請がされた案件でございます。転用許可年月日は、令和元年11月15日付け、盛広農第5-106号にて許可されております。取消しに係る理由は、許可後において、新たな相続関係人の存在が明らかになったため、とのことでありました。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、願出のとおり『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は4件になります。

申請番号1、松尾第5地割1105-5、畑、2,755㎡を含む3筆、4,381㎡です。転用の目的は、使用貸借権の設定による牛舎の建築となっております。内容は、牛舎の建設、既存牛舎の増築、資材置場、通路等となっております。

申請番号2、田の沢167-4、畑、51,426㎡のうち1,683㎡です。転用の目的は、使用貸借権の設定による風速計の設置で、一時転用となっております。内容は、風速計の設置が計画されております。

申請番号3、田頭第34地割1-9、畑、248㎡です。転用の目的は、売買による資材置場の敷設となっております。内容は、資材置場が計画されております。

申請番号4、平館第2地割266、田、902㎡を含む6筆、4,589㎡です。転用の目的は、最終処分場の建設となっております。なお、こちらは先ほどの議案第3号でご審議いただいた、農地法第5条許可処分の取消に関連した申請となります。内容は、管理型最終処分場が計画されております。

続いて関係資料の2ページをご覧ください。

各申請地の農地区分ですが、申請番号1は、令和2年6月25日開催の第3回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、令和2年7月1日づけで農用地から農業用施設用地へ変更が決定しております。例外規定ですが、農地用施設に限り転用が認められております。

申請番号2ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、3年

以内の一時転用にあつては許可が認められております。

申請番号3につきましては、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、既存事業の2分の1までの拡張は認められており、当該案件は既存事業が98,994㎡に対し、申請面積が3,571㎡であることから、例外規定の既存事業の拡張に該当しております。

申請番号4につきましては、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、市街地に設置困難又は不適切な施設に該当することを確認しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 高橋正志 委員にお願いいたします。

4番（高橋委員）

4番の高橋正志です。

申請番号1番ですが、位置は、松尾八幡平インターチェンジから北西へ約1kmの地点です。転用の目的は、使用貸借による農業用施設の建設です。現況は、畑および田で自己保全管理されておりました。申請土地は、利便性や経費等を考慮し、既存敷地を拡張することが最適であるため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農業用施設用地内の農地となります。例外規定ですが、農業用施設に限り転用が認められております。

申請番号2番ですが、位置は、安代インターチェンジから北へ約4.8kmの地点です。転用の目的は、風況調査で3年間の一時転用です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、周囲に障害となる建物や高い樹木等がなく広く開けた高原地域で、強い風が期待できるため、選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、3年以内の一時転用は許可が認められております。

申請番号3番ですが、位置は、平館高等学校から南西へ約1kmの地点です。転用の目的は、売買による資材置場の敷設です。現況は、畑および田で自己保全管理されておりました。申請土地は、申請法人の砕石工場に隣接しており、資材等の搬入・搬出が容易であるため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、既存施設の拡張に該当することが確認されております。

申請番号4番ですが、位置は市役所から北西へ約2.0kmの地点です。転用の目的は、公共関与型産業廃棄物最終処分場の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、県内5箇所の中から選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、転用許可条項においては、市街地に設置困難又は不適切な施設に該当することを確認いたしました。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は1件になります。関係資料2ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、松尾寄木第36地割219-1、畑、5,403㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 高橋正志 委員にお願いいたします。

4番（高橋委員）

4番の高橋正志です。

申請番号1番ですが、位置は、松尾中学校から南東へ約500mの地点です。

現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、高齢・体調不良により農作業が出来なくなり、平成10年頃から山林化してしまったとのことでした。

申請農地は、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをご覧ください。今月の申請は、7件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、大沢15、田、2,196㎡を含む7筆、13,611㎡です。

申請番号2、平笠第2地割135、畑、1,630㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号 3、平笠第 19 地割 228、田、1,906 m²を含む 2 筆、4,046 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 4、平笠第 20 地割 114、田、2,019 m²を含む 4 筆、6,300 m²です。

次に、所有権の移転です。

申請番号 5、松尾第 5 地割 868-9、畑、1,296 m²を含む 2 筆、1,627 m²です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 6、堀切第 6 地割 42-1、田、963 m²を含む 8 筆、6,488 m²です。

申請番号 7、大更第 10 地割 328、田、2,647 m²を含む 15 筆、31,898 m²です。

申請地の明細については 14 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

12 番委員（立柳委員）

はい。

議長（山本会長）

はい、立柳委員。

12 番委員（立柳委員）

12 番の立柳です。

確認ですけど、申請番号 3 番と 4 番ですけど、聞くところによりますとこの方は前に借りていた所を返したりして、迷惑をかけているようですけれども、更にこちらの場所を借りる形なのですが、この方は健康上回復したから、また耕作を始めるのでしょうか。その辺の確認をお願いします。

議長（山本会長）

事務局、回答をお願いします。

事務局（高橋彩斗主事）

事務局、お答えいたします。

申請番号 3 番と 4 番の件ですが、これらは令和元年 12 月 31 日に一旦契約が切れた案件でございます。基盤法の契約が切れたことと、農林課へ提出する営農計画書の申請期限の関係もあり、今回の総会に間に合わせたいということもありました。また先週の金曜に現地も確認しまして、申請どおり作付けも行われておりましたので、今回は特に問題がないと認識しております。以上です。

議長（山本会長）

ほかに、質疑・討論ありませんか？

4 番委員（高橋委員）

はい。

議長（山本会長）

はい、高橋委員。

4 番委員（高橋委員）

4 番の高橋です。

同じ案件の関係で私も地元の平笠に住んでおります。ちょっと心配しておりまして、賛成とか反対という訳ではないのですが。

本人が申請に来たのでしょうから、本人がやるのであればそれでいいのですが、松尾地区や田頭地区は体調不良を理由に相当な面積を返しています。平笠地区においても借りて耕作をしていないというところがあります。私も農地確認をしていて、柳が生えているところを見て、80 アールくらいを荒廃農地として報告させていただいた。

本人の体調についても聞いてはいるが、本人が申請に来て大丈夫であれば、大丈夫だと思います。もし心配であれば地区からも意見をもらったりしている。

特に申請番号3の福士さんのお袋さんがついこの間亡くなったのですが、亡くなる2週間前にこのお袋さんから相談を受けていました。農地をどうにかならないかということでした。後で農業委員会に相談に行こうと話をしていたのですが、亡くなってしまいました。一応息子には農地をどうするのだという話は投げかけておりますが、とくに返答はありませんでした。

まあ、私は賛成だとか反対だとかではなくて、そういう背景がありましたよということをお話しておきます。おそらく中間管理機構の方でも苦勞しているだろうとは思いますが。そういったいろいろな事情が発生した経緯がありますので、敢えて農業委員の皆さんには説明したい方がいいかと思ひまして、お伝えしました。以上です。

議長（山本会長）

はい、ただ今の一件につきましては、今後取扱いの段階で十分な再確認をして総会に提案してほしいと思います。

ほかに、質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

ないようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時12分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第5回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年9月25日

会 長 _____

15 番 委 員 _____

16 番 委 員 _____

令和2年度

第5回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和2年8月25日（火）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 第5回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 5 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 6 閉 会